

裁判員経験者意見交換会

1. はじめに

(1) 司会者あいさつ

司会者：それでは、これから裁判員経験者との意見交換会を始めたいと思います。

今日は、皆様、大変お忙しい中を御出席くださいます、誠にありがとうございます。私は、進行役を務めます和歌山地方裁判所長の藤下と申します。どうぞよろしく願いいたします。

平成21年5月に、裁判員制度が始まって以来、6年を経過して、和歌山でもこれまで59件の裁判員裁判の審理・判決が行われて、多くの方々に裁判員、補充裁判員及び裁判員候補者として御協力をいただきました。

裁判員の皆様には、裁判終了直後にアンケートなどでも御意見をいただいておりますけれども、今日は改めて、裁判員としての経験を振り返りながら、御意見・御感想を伺いたいと思います。

そして、お伺いした御意見など、今後の裁判員裁判の運用に生かして、わかりやすく充実した裁判員裁判を行っていくための参考とさせていただきますと考えております。

まず、裁判官、検察官、弁護士の参加者を紹介いたします。

検察庁からは山口検察官。

山口検察官：よろしく申し上げます。

司会者：弁護士会からは、小泉弁護士。

小泉弁護士：よろしく申し上げます

司会者：裁判所からは浅見裁判官に出席していただいております。まず、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

(2) 検察官・弁護士・裁判官の紹介、進行方法の説明

山口検察官：検事の山口と申します。よろしくお願ひいたします。私が検事になったころ、もう十数年前の話になるのですけれども、いまだ裁判員裁判は、始まっていない時期でした。話は、少しぐらひは出ていたのかもしれませんが、私自身、その検事人生の大半を裁判員裁判ではない時代で過ごしてまいりました。裁判員の方とこういった形でお話ができるというのは、実は、私も初めてでございまして、大変貴重な機会だというふうに考えております。今回、せっかくの機会ですので、厳しい意見でも何でも結構ですので、忌憚のない率直な御意見を賜ることができればと思っております。よろしくお願ひいたします。

小泉弁護士：弁護士の小泉と申します。先ほどの検事と違ひまして、私が法曹の職に就いてからは、裁判員があるということを前提に、ちょうど私が司法試験云々を勉強しているころに、裁判員制度云々というものが始まるというのを前提に法曹としての活動を開始しました。

私自身は、今回、ここにいる皆さんが担当した事件ではなくて、別の事件を担当させてもらったのですけれども、一般の方が裁判、特に重い犯罪について審理されるということについて、どういふふうに考えていらっしゃるのか、あるいは、どういふふうに感想を持たれたのかということについて、弁護士、あるいは、弁護士会としても関心のあるところですので、率直な意見を聞かせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

浅見裁判官：浅見です。それぞれの事件で裁判長を務めさせていただきました。きょうは、裁判所に来ていただきましてありがとうございます。率直な御意見をお聞かせいただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

司会者：以上、3人の方々には、裁判員経験者の皆さんからの御質問に答えていただいたり、逆に経験者の皆さんに御質問をしていただいた

りということを考えておりますので、どうぞ、よろしく願いいたします。

2. 裁判員裁判に参加しての全般的な感想

司会者：本日の意見交換会の話題事項は、大きくわけて二つございます。

一つ目は、量刑に関する評議・審理について。

二つ目は、裁判員の精神的負担を軽減するための方策についてです。

それでは、まず、意見交換に入らせていただきますけれども、まず、最初に、裁判員裁判を担当されての全般的な印象、感想ということから始めたいと思います。

例えば、裁判員をされる前にお持ちになっていたイメージと、現実の裁判員裁判との違いであるとか、あるいは第一印象はどうであったかとか。何でも、自分が裁判員を経験した時のことを思い返した感想で結構ですので、御感想をお聞かせ願えればというふうに考えております。

裁判員経験者 A：もっと堅苦しいかと思っていたのですがけれども、裁判官から、まず、御説明がありましたし、弁護士さんも、裁判員裁判を意識されて、映像を使っていただいて、わかりやすくしていただきましたので、事件の進行とか、そういうものは、すごくわかりやすくしていただいたのですけれども、やはり、私が、人を裁く意見を言うということに関しては、やはり、とても重く感じられました。

それで、私が、担当した事案なののですがけれども、心の病気をお持ちの方だったので、少し、そのところの配慮が難しいという印象がございました。

意見になっていないかもしれませんが、これでお願いします。

裁判員経験者 B：何分、こういう場も初めてですし、選ばれた時も、当然、初めて選ばれたので、緊張してしまっていて、ほとんど、ふわふわした状態で、裁判員裁判を過ごしたというイメージがあります。

でも、確かに、今、Aさんがおっしゃったように、すごくわかりやすく、サポートしていただいていたので、それに関しては、全然、スムーズにいったかなとは思いますが、緊張はしていました。

裁判員経験者C：非常に科学的といったらあれなんですけれども、ちゃんとしゃべられたことを、記録に残し、論理的にちゃんと議論を進めていって、やっぱり、常識に考えて、どうなんだという考え方の大切さとか、やはり、公平というか、人を憎むというのではなくて、やっぱり、罪を憎むというのか、論理的な裁判というのは、ちゃんとされているのだなというのが、非常によく勉強になりましたというか、わかりました。

裁判員経験者D：私も先のお三人がおっしゃったのと、本当に全く同じ意見です。素人なので、裁判というものは、初めての経験でしたし、果たしてそういうことが、ちゃんと、自分でできるのかどうか不安でしたけれども、本当に、ちゃんと段階を経て、順序を踏んで、説明もいただきましたし、わかりやすかったです。

それぞれの事案があると思うのですが、私の場合は、ちょっと事件の内容というのですか、もっとこれを経験する前は、もう本当に、適当に、そんなやつは許せないというふうに思うタイプの事件だったので、これを経験させていただいて、やっぱり、被告の生活であるとか、生い立ちであるとか、もうちょっと、いろいろあるのだなということを勉強させていただいた、いい経験になったと思います。

司会者：ありがとうございました。

御意見としては、審理は非常にわかりやすかった。なかなか非常にいい経験になった。だけど、裁くということについては、なかなか難しい重みといいますか、そういうものがあつたという意見を出されていましたが、法曹の方から、特に、御感想とか、御意見とか、

御質問とかがいかがでしょうか。

浅見裁判官：私が全事件担当しておりますが、私、一人の努力ということではないのですけれども、皆さんにわかりやすく、いい審理を心がけるといことで、裁判官、あるいは、検察官、弁護士、それぞれが、わかりやすい審理を心がけていたと思いますので、今、皆様からわかりやすかったという御感想をいただいて、ほっとしています。

山口検察官：私、実は、この事件のうち、実際に自分が担当した事件が1件ありまして、その方の、実は、御発言を聞いていて、なかなか難しい事件でして、やはり、論理的に考えていかないと、答えが導けない事件だったのですけれども、そういったことを、そういう御感想を逆にいただいたというのは、すごくうれしかったです。よかったですと思っています。

我々もこれに慢心することなく、一つ一つの事件について丁寧に、裁判員の方にこれからも事件の内容を御説明して、立証を心がけなくてはならないというふうに感じました。ありがとうございました。

小泉弁護士：弁護士からしますと、今おられる経験者の方が担当された事件を、私が担当していたわけではないので、一般論としか言えないのですけれども、裁かれている被告人が、本当に犯人かどうかというようなタイプと、この人が犯人であるということは争いがなくて、この人の罪というか、刑をどうするのかということが争われているタイプというのがあると思うのですが、弁護士側からすると、この人が犯人であるとして、罪をどういうふうに考えるのかというのは、非常にこちらのほうとしても、いろいろと難しいところは実際上あります。

その中で、裁判員の方々が、いろいろな裁判で出てきた証拠を、検討されて、皆さんなりに考えていただけているということが、裁判員の制度の意義だと思うので、その点について、また、これからも、この後も皆さんの考え方について、聞かせていただきたいと思いますとお

ります。

司会者：ありがとうございました。

法曹の方々から御意見をいただきましたが、弁護士会のほうから、質問が来ておりました、裁判員が長期にわたって審理に参加した場合について、審理に参加することに負担がありましたか。

あるいは、その結果、日常生活における支障が生じたようなことが何かありましたでしょうかという質問が来ているのですけれども、実際の審理の期間にもよりますが、この点については、裁判員経験者の方々の御意見、ご感想はいかがでしょう。

裁判員経験者 D：私が、担当したのは、4日間だったのです。でも、全国のそういういろいろな難しい事件とか見ると、100日とか、200日とか、どういうふうにこなしているのかなと、純粹に疑問に思うのですけれども、4日間だと大丈夫なのです。でも、どれくらい負担に思いはる、もう、絶対に無理と思われる方も、いっぱいいらっしゃると思うのです。

それを、ちょっとお伺いしたいです。

司会者：御自身の参加されたのは、4日間、だから、余り支障はなかった。ただし、100日とか、それ以上になったらどうするのだろうと。ほかには、特に。御感想とかはないですか。

浅見裁判官：Cさんなんかは、年末の長期間の事件で、御無理をいただいたのではないかと思いますけれども、その点はどうだったのですか。

裁判員経験者 C：やっぱり、論理的に、突き詰めていって、ずっと考えていかないと、当然、ある方の罪を問うわけですから、その緊張感というのは、1か月ぐらいいかなと思います。一応、我慢できるのは。僕はです。人それぞれだと思います。

それも慣れていない。日ごろ、仕事をしていることで、1か月間同じことをやるというのと違って、全然、日常と違うことをずっと論理

的に突き詰めて、1か月間ずっと毎日、毎日やれと言われてたら、やっぱり1か月ぐらいかな。

例えば、オウム真理教のような、言葉に語弊があるのですけれども、非常に、裁判が長いものとかについては、ちょっと負担が重いかなというのを感じます。

それは、事件とその人の感じ方によるとは思いますけれども。私は、長くて1か月ぐらいかなと思います。

浅見裁判官：Cさん自身は、2週間程という日程でこなしていただいて、もちろん、御負担はあったとは思いますが、あれぐらいであれば、何とかという。

裁判員経験者C：そうですね、あれぐらいだったら別に、考えていけたというか、それから、1か月超えてずっと裁判所さんのほうに来てやるとなったら、やっぱり、ちょっと大変かなと思います。

司会者：全体的な印象、感想という点については、これぐらいにさせていただきますまして、次に量刑の評議・審理について、第1のテーマ、項目を出させていただきます。

3. 証拠調べの方法について

(1) 量刑判断の感想について

司会者：まず、量刑判断について、先ほど、弁護士会の方がおっしゃったように、刑事裁判にも、この人が犯人かどうかということが問題になる場合と、犯人性には、それがなくても、じゃあ、この人にどれくらいの刑を科したらいいのかというのを考えなくてはならない場合の、2つのタイプがあるというふうにおっしゃられましたけれども、特に、後のほうのタイプ、量刑の判断についての感想ということで、伺いたいのですけれども。

量刑の判断、つまり、刑の重さを決めるに当たって、難しいと感じた点について、御意見を伺いたいと思っております。

この量刑の判断は、ふつう、その社会生活で経験することなく、初めて経験されたことだろうと思います。

また、日本の法律の特徴でもありますけれども、刑の幅が広く、明確な基準がないというところもございまして、量刑を判断するのは、難しかったのではないかというふうに考えております。

そこで、率直なところ、量刑の判断について、どのような感想をお持ちになったのか、御感想をいただければというふうに考えております。

裁判員経験者 D：私、裁判は、全く経験がないのですが、BSの、海外のそういうドラマも大好きなので、常日ごろから見ていたのですが、それに比べると、日本の場合は、量刑も全部素人が決めないといけないのかと思って、それは、無理なんじゃないかという意見だったのです。最初は。

でも、実際に、4日間、本当にみっちり向き合ってみると、私がドラマで見ていた、ただ、有罪か無罪かを決めるだけでは、やっぱり、無責任というか、向き合っていないなと思うようになりました。

裁判員経験者 C：まず、量刑なのですが、裁判員裁判で、私が参加したものは、過去に判決というか、何年というのが、当然、バックデータがある裁判なので、そのことをベースにどうするかという考え方が、論理的だと思うのですが、だから、量刑がどうかというよりか、まず、過去のバックデータがどうなのかというのがわかっているから、そこから、判断してどうなのかという一つのポイントとしては、非常に増えてきているのかとか、やっぱり、そういう事件を減らさないといけないというふうになれば、量刑が重くなったり、その辺のところのある程度の交通事故でもそうですけれども、お酒を飲んで交通事故を起こすというのが、非常に多くなってきたら、それを減らすために、量刑とか、それを重くするとか、ある程度、そういうの

を考えるとというのはあると思うのです。

全く初めてのというのは、僕らは素人なので、それが、その期間でいいのかどうかというのは、当然、専門家の方の判断でいいと思います。それが、一つの量刑の話です。

審理については、先ほども申し上げたように、論理的にやられているので、特に、何か違和感はなかったというか、そういう意見ですけれども。

裁判員経験者B：私が、担当した事件は、もう実にあっさりしていたので、ほぼ、その量刑を決めるだけの裁判みたいな感じだったのですが、当然、素人ですので、何も知識がないので、ほとんど、裁判官の説明を聞いている感じで進んでいったので、それでいいかなという感じで終わってしまったのですが、ただ、個人的には、裁判中、あのときは、被害者参加制度の中で、被害者の遺族の方も来てもらってやった裁判なのですが、その、亡くなった方の人となりや説明したり、また、被告のほうは、友人か何か来ていただいて、その人は、過去、こんなことをしていましたと、結構、お互いに情に訴えかけることが結局多かったのです。そこを、何か、酌んでしまうと、事件の事実のことで量刑を決めなければいけないのに、その情でいろいろ気持ちが動かされることがあったので、ちょっと難しかったかなとは思いました。

裁判員経験者A：私が経験しました裁判なのですが、量刑は、確かに、今までこういう何年が何年ですし、執行猶予はどうつけますかと説明していただいて、裁判官、罪を判断してくださいという言葉もいただきまして、ただ、ちょっと、心の病気をお持ちの方だったので、私は、個人的な意見なのですが、ただ、罪を償っても、その病気は治らないような気がしまして、再犯とかそういうところを考えますと、刑務所でもいいのですけれども、カウンセリングをしたほうが、より私たちの税金が有効に生かされていくのではないかと思います。

ただ、何年入ると決めるには、ちょっと、違和感を持ったのです。

それだったら、執行猶予のほうが、一応、支援のサポート体制をとっておりましたので、そっちのほうがカウンセリングが受けやすいのかなと思って、でも、それは情になってしまうのか、罪を見ただけのときは、何年と決めないといけないような事件だったのですけれども、再犯とかそのところを考えると、カウンセリングしたほうが、社会のためにもいいじゃないのかなと思ひまして、ただ、ひとつ、ちょっと救われたなと思ひましたのは、そういう心の病気がある方同士のケアはありますということを、ちょっとお聞きしたので、少し救われたのですけれども、今の量刑の評議には反するかもしれないのですけれども、ただ、量刑を決めたというのを、少し私は違和感を持ちました。

司会者：ありがとうございました。

複数の方から、罪についての量刑ということと、あと、情というのですか、その人の置かれた状況にかんがみて、どうするのかという問題と、なかなかいろんな観点から難しい問題があるという御指摘もあったような気がいたしますが、法曹の方々は、特に、感想とか御意見、御質問とかはありませんでしょうか。

山口検察官：検察官の山口のほうから、ちょっと、御質問をさせていただきたいのですけれども、先ほど、情という部分で、いろんな方が法廷に出てきて話をされると、どうしてもそれにとり部分をおっしゃられていたのですけれども、事案によっては、もちろん、被害者が亡くなっている事案もあるのですけど、被害者の方が生きていらっしゃる、場合によっては、法廷で証言をできるような事案もあるかと思うのです。

ただ、そのような場合にあつたとしても、いろんな事情から直接、法廷で証言をされる場合もあれば、そうではなくて、証言に関して、供述調書、我々が書面でその被害者の心情なり、被害にあつた状況を

御説明するという場面もあるかと思うのです。

ここから質問なのですけれども、直接、本人から話を聞くのと、それから、調書というものを読み上げられて、被害の状況を、その読み上げたものを聞くというので、何か、量刑を判断するに当たって、違いというのが出てきたりするようなことがありましたでしょうか。あるいは、あり得るのでしょうかということで、御質問させていただきたいのです。

司会者：経験者の方、どなたか、今の御質問はいかがでしょうか。

裁判員経験者D：これは、事件によって違うと思うのですが、私の場合は、本当に書かれたものだけでは、絶対にわからなかったと思います。

聞きたいことがあったら聞いてもいいのですよと言われて、そんなことは絶対出てこないだろうと、聞きたいようなものは、質問、ないだろうと、初めは思っていたのですけれども、そういうことも聞いてもらっていいですよと言われて、私は、聞いたのです。

当然、被告は、罪を軽くしてほしいから、きっと、言いつくろうであらうと、表面を、と思っていたのですが、実際は、もっと開き直っているというか、そのどこが悪いんだというふうな、私は、そういうふう聞き取れるようなものの言い方とか、言葉の選び方であるとか。

それで、この人は、余り反省していないなということ、そのときわかったのです。だから、絶対に文書だけではわからなかったと思います。

司会者：ありがとうございます。

大変、貴重な御意見だったと思います。

ほかには、ございませんか。

裁判員経験者B：やっぱり、先ほども言ったように、全然、書面だけと、

全然違いました。

だから、結構、情に訴えられることがあって、最後に、弁護士の方が、最後の意見を述べられたときなんかは、よく熱が入って、役者みたいな感じで訴えてきたりして、結構、心動かされました。

司会者：やっぱり、調書の読み上げを聞くのと、現実はその人の話を聞くのは、かなり違うと、御意見が出されたかと思います。

(2) 量刑に関する評議について

司会者：引き続き、次に移らせていただきますけれども、量刑に関する評議についてですけれども、量刑の基本的な考え方について、裁判官から、どのような説明があって、それが、わかりやすかったかどうかというのと、それから、量刑の資料には、どのようなものが使われましたかとか、そういうことについて、お伺いしたいと思います。

裁判員経験者 A：一応、過去のデータ、先には、執行猶予をつけませんかという問題を一つ提示していただきまして、過去の事例は、こういう感じですよというのを、すごい幅があったのですけれども、何年というのを教えていただきまして、みんな、そのあたりは、すごく話し合いしました。その量刑を決めるときには、一応、過去の資料を参考にとということで、私たちも、一人一人考えました。

司会者：大分、時間をかけてやられたということですが、時間は足りましたでしょうか。

裁判員経験者 A：最初、あり方は、こういうふうに長い時間がかかりますかという御質問があったように、私も感じたのですけれども、私は、十分に、ただ、みんな意見を言い尽くして考えたということですので、時間は、十分に足りたと思います。

裁判員経験者 B：言葉とか、専門用語とか出てきても、すごく裁判官の方がわかりやすく説明していただいたので、そこに関しては、十分でした。

裁判員経験者 C：量刑もそうなのですが、その前に、被告の方が罪を認めていなかったのが、それが、本当に、その方がなされたことなのかどうかというのに、すごく時間がかかったのです。

最後、当然、その方が、やっぱり、そういうことをされたのだというふうな、みんなの話になったので、そこからは、当然、過去の量刑がどれだけかということと、後は、その事件が突発性だとかとかいろいろ話をしてどうなのかという、その期間を何年するかとか、執行猶予を何年するかというのが決まったので、そこは、本当に、みんなの意見を出し合って、非常によく考えて出した答えだと、今の理由です。

裁判員経験者 D：私の場合は、もう被告人がしたというのは、もうはっきりわかっていたし、それについて、量刑についてのみんなで本当に話し合って、話し合って、決めましたけど、それについて、時間が足りないとか、そういうわかれるとか、意見が、それはなかったです。

本当に、微々たる差異というのですか、それは、とことん話し合うことによって、不思議なことに、同じような量刑になっていくのが、本当に不思議でした。

司会者：ありがとうございました。

大体、時間的にはそれなりに十分に話し合われたというふうな御意見が多かったと思いますので、法曹の方々から、特に、御意見、御感想とかはございませんか。

小泉弁護士：ちょっと、雑ばくな質問になるかもしれないのですが、裁判員裁判の対象事件においても、過去に、事件はそれぞれ違うのは、当然として、同じようだとされている、そういう類型で、これぐらいの刑になっていますというのが、提示されると思うのですが、率直に言って、その裁判員の経験された方々からして、それと、自分の初めて裁判に臨むときの感覚というのは、ずれているのか、およそこんなものかなというふうに皆さん考えていらっしゃったのかというのが一

つと、もう一つは、弁護士からして、例えば、この人が犯人だとわかった上で、この人のやった行為をどう考えるのか、そして、裁判員経験者のAさんがおっしゃっていたように、この人が、それをやったとして、今後、どうしていくのかということも、弁護士の考える一つのポイントではあるのですが、単に、被害弁償をしていますとか、何とかしていますというのだったら、そんなものは当たり前ではないかという考えもあるかと思うのですけれども、今、どういう点で、この人の罪というか、行為と、今後、どうしていくのかということ、どういふことを考えられて、刑というものに反映していったのかということ、大きな質問になり過ぎているのですが、教えていただければと思います。

裁判員経験者B：私の場合は、ギャップはなかったかですが、ほとんど素人なので、こんなぐらいかなと思っても、多分、裁判官の方が説明をうまくしてくれているので、だんだん、そうなんだという感じになったかなという感じはしました。

司会者：本件について、検察官から質問されたいことがあると伺っているのですけれども、どうぞ。

山口検察官：事件の量刑というのですか、刑を決めるのというのは、実は、検察官はすごく難しい部分があって、どういう面を考えていくのかというのは、すごく毎回悩むところではあるのですね。

我々なりに、この事件のポイントと思えるようなところを出すのですけれども、もちろん、それは、実は、一面的な見方に過ぎなくて、別の見方もあるかもしれないというのを思いながら、一方で、いつも法廷で求刑を述べているところなのです。

ここからが質問なのですけれども、検察官が論告で、幾つかポイントを挙げて、こうだから、被告人はこういう刑罰が妥当なのですということ、述べているところなのですけれども、その検察官の意見を聞

いていて、何で、検察官は、ここのポイントは指摘しないのだろう、逆に、検察官は、こういうポイントは外しているのではないか、外れているのではないか、自分だったら、もう少し、こういう面から見るのに、検察官は、どうして、そこをあえて書いていないのだろうか、指摘していないのだろうかというふうに思われたようなことというのはございますでしょうか。

裁判員経験者 D：本当に、千差万別というか、私が担当した事件に関して言えば、絶対に6年なり、7年なり、時間を経て出てこられても、その被告の性癖は変わらないだろうなど。

それに対して、どう向き合うのか、社会全体でというのは、解決されないのだなというのは、率直には感じました。

でも、事件によっては、もちろん、ちゃんと長い時間、罪に向き合うことによって、まっさらな人間になって出てこられる方もいらっしゃると思うのですけれども、私の場合は、絶対に変わらないだろうなと思ってしまったので、それに対しては、すごく難しい、人間で難しい、法律って何だろうなとは思いました。

司会者：ありがとうございました。

(3) 量刑に関する審理について

司会者：量刑判断する上での審理とか証拠調べはわかりやすかったですかという質問なのですけれども、この点はいかがでしょう。

裁判員経験者 A：凶器の透明のケースが、美術品のように飾っていただいて、衝撃を受けたのですけれども、余りにもわかりやすすぎます。すごく衝撃を受けました。

でも、何も衝撃を受けない方もいらっしゃいましたし、そういうふうなこと、意見があったのですけれども、残忍さとかいうのもよくわかるといえばわかるのですけれども、ショックを受けました。

司会者：今のAさんの御意見は、後で出てきます審理の精神的負担とい

うのにも、関係してくるところがあるかなと思うのですけれども、犯行に使われた凶器、それを、間近に見ることが、ちょっと精神的負担になったというふうな御意見と伺ってよろしいでしょうか。

裁判員経験者 A：負担まで、病気になるまでとかというのはないのですけれども、心が重くなったなというぐらいで、残忍さを知るには、とてもよかったのかもしれませんが、初めてそういうものを、テレビの感覚では違うというのが。

司会者：ありがとうございました。

(4) 量刑に関する論告・弁論について

司会者：審理の終盤で、論告・求刑という手続がございまして、それぞれ、検察官は意見に加えて求刑という具体的な数字を示すと、弁護人からも、この刑が相当であると、具体的な数字が出てくるという場合がありますけれども、この量刑の判断、評議に際して、検察官や弁護人の最終的な意見は、どれくらい役にたったか、あるいは、この点は、余り役にたたなかったとか、そういうような御感想について、お伺いしたいと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

裁判員経験者 C：弁護士さんは、弁護するということで、無罪ということでおっしゃられたのですが、やはり、ちょっと話が、どうかなという、当然、仕方ない話だと思うのですが、立場上。そういうふうな率直な感想はしました。言わないと仕方ない立場なのでしょうけれども。

裁判で、有罪か無罪かを争うような裁判だったので、そうなったのですが、大変だなと、そういうふうに思いました。

裁判員経験者 B：何か具体的に言っていただいたほうが、こちらも考える、参考になると思います。

そのときに、確か、かなり弁護士さんが、熱弁ふるって、そこが、やっぱり、情に訴えかけていくのもあったなとは思いました。

裁判員経験者 A：弁護人の方は執行猶予を求められて、検察の方は何年とはっきりおっしゃっていただいたのですけれども、それは、参考になりました。前例も踏まえて、考えさせていただきました。

司会者：ありがとうございました。

そうすると、全般的に、やっぱり、具体的なその刑を示していただいたほうが、考える参考にはなるという大体の御意見と伺ってよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

4. 裁判員の精神的負担を軽減するための方策について

司会者：2つ目のテーマが、裁判員の精神的負担を軽減するための方策についてという、先ほど、裁判員経験者 A さんの話の中で、すでに、ちょっと話が出たので、引き続きの話から始めさせていただきたいと思えますけれども、まず、どういう精神的負担、何か、審理の過程で、証拠調べの過程で、精神的負担を感じるがあったのかどうかということと、それを、軽減するために、何か、裁判所なり、あるいは、当事者、検察官、あるいは、弁護人から、それを軽減するための配慮なり、何かされていたのかどうかというような点についての経験談から伺うお話を始めさせていただきたいと思うのですけれども、先ほどの話の続きですけれども、裁判員経験者 A さんの場合は、凶器を見るのが、やはり、心理的負担になるということでした。

それについて、何か、配慮されたようなことがあったかどうか、この辺はいかがでございましょうか。

裁判員経験者 A：まず最初に、負担になりますからと、パンフレットをいただいて、こちらのほうにお電話くださいと、裁判所のほうから、サポートする、カウンセリングのお電話もパンフレットもいただいておりましたし、配慮は、十分していただいたと思うのですけれども、何が、別に病気になったというわけではないのですけれども、毎日、

あの重い話合いをするので、毎日、帰りの車の中でとか、寝る前というのも、落ち着いたときに、やっぱり、いろんな意見が頭の中で、毎日毎日あるものですから、考えるのは考えました。

でも、病気になるとか、重くなるとか、どう感じるのかは、その人によるとは思うのですけれども、でも、いい経験は、とてもいい経験で、とても深く考えたという、いい経験だったと思いますけれども。

正直、毎日、帰りは気が重かったです。

裁判員経験者 C：配慮されていたと思うのです。写真で見るのも頭部の一部だけとか、全体像では、そういう写真なんかもなかったですし、絵に描いて、この部分が、傷が入ったというふうな感じで、相当、苦労されていたのかなと思います。その資料を出すのに。

だから、本当に、判断するのは、実際の全体の写真を見るのがいいのかもわからないのですけれども、やっぱり、僕らは、そういうのを見るのは初めてなので、そういう意味の配慮はされていたと思います。

長くは、裁判で日にちはなかったのですが、仕事をとりあえず離れて毎日来ていたもので、論理的にどうやって話というか、つじつまというか、こうやって考えていくのだという勉強には、当然、なりましたし、ただ、先ほど、Aさんがおっしゃられたように、これは、どう考えたらいいのだろうかとか、これは、どうなんだろうとかというのは、やっぱり、寝る前とか、電車の中では、やっぱりずっと気は重かったです。できたら、余りもうしたくないかなというのが、率直な意見です。

浅見裁判官：裁判所のほうから、今のCさんのほうから、大分、配慮していただいたのじゃないかという、その辺のところなんですけど、Cさんの事件は、なぜ死んだかという、死因が問題となる事件でしたので、御遺体の解剖のときの写真を、できるだけ見てほしいという双方からの意見と、あるいは、でも、そののところはというところで、い

ろいろとこちらのほうも双方に御無理を言って、この辺まででということをお願いして、双方に協力していただいた結果が、あんなったというところで、双方の当事者の御協力もそういう意味では、功を奏してよかったかなというふうな感想を持っておりますし、Aさんの事件については、凶器、やっぱり、調べないとしょうがない事件でしたので、そういう平気な方もおられたといえおられたのですけれども、そういうものでショックを受けるとか、そういうことがないような配慮は、一応、させていただいたところではあったりしたのですけれども、裁判自体というのが、一番、最後の日にいつも申し上げているかなとは思いますが、裁判自体、刺激的な証拠とかそんなのがなかったとしても気が重い作業だということ、終わったら、もう肩の荷をおろしてくださいというようなことを、いつも最後に申し上げているところかと思うのです。裁判それ自体というのは、大変、精神的な御負担をおかけしていることになりますので、できるだけ、先ほども話が出ましたように、メンタルサポートとか、裁判所のほうでもいろんなメニューも用意して、後に尾を引かないようにというところは、工夫をしているつもりですので、引き続き、今日の御意見も踏まえた上で、今後もやっていきたいと思っております。

司会者：それでは、検察官のほうから、ちょっと御質問がごありかと伺っておりますが。

山口検察官：いろいろこちらのほうも試行錯誤しながら、こういった形のものにすれば、裁判員の方々に精神的な負担なく、でも、こちらとしては、検察官としては、この事件について、例えば、有罪ということでありながら、皆さんにある程度、自信を持って有罪という判断をしていただきたいということで、できるだけ多くの情報を提供したほうがいいのではないかとということで、そこで、悩みながら、日々、証拠を作成しているというところなのです。

精神的負担はさることながら、これは、ちょっと検察官の立場からですと、どうしても、人が亡くなった事件の場合には、一方で、被害者の御遺族という方が、いらっしゃるわけですし、そういった方の中には、特に、むしろ、量刑という観点で、私の親族は、私の夫は、私の妻は、こんな無残な殺され方をしたのですよ、わかってください、その上で、この被告人を裁いてくださいという、そういう御意見を持たれていて、むしろ、きちんと全部見てください、イラストでなくきちんと見てくださいという御意見をおっしゃる方も多々いらっしゃるのです。

そういった方の声を耳にするわけなのですけれども、そういう声を聞いて、逆に、検察官は、むしろ、そこら辺、裁判員に気を使い、そこまで気を使う必要はないのではないかと、例えば、御遺体の写真もイラストではなくて、ある程度のものについては、それは、見るのもやぶさかではないと、そういうふうな話になるのか、それとも、やはり、御遺族はそうおっしゃるけれども、自分たちは、やはり、そこは見たくないんだというお気持ちでいらっしゃるのか、その辺は、いかがでしょうか。

司会者：被害者側の方から、ちゃんと、自分の親族がいかに無残な殺され方をしたのかということ、ちゃんと見て、その上で、刑を決めてほしいという御意見も伺ったわけですからけれども、その辺、実際に審理された上での感想というのか、何でも結構でございますけれども。

裁判員経験者B：私が、担当した事件は、まさに、強盗殺人だったので、当然、遺体も見ましたし、凶器も見ましたので、それは、事前に被害者の方と打ち合わせというか、そういうここまで見せていいのですかとか、そんな話とかは、そんなのはされるのですか。

山口検察官：被害者の方と話をするというわけではなくて、我々は、裁判が始まるまでの間に、当事者、裁判所、それから、弁護士、それか

ら、検察官が集まって、どこまでだったら、御負担がないだろうかというのを、考えながら、例えば、セレクトして、例えば、白黒にしたほうがいいのか、それとも、カラーにしたほうがいいのか、ただ、御遺族は、より凄惨な写真であれば、むしろ、そういうものを、凄惨さがわかるように、例えば、白黒よりはカラー、遠目の写真よりは近目の写真ということを御希望される方もいらっしゃるものですから、そういった点ということになります。

被害者遺族の方が、今回というか、Bさんの言われた写真の場合にどうだったかは、判然としませんが、被害者の方が、ここまでならいいよと言って、ものが出てきているというものではない。被害者の方は、もう少し、御遺族の方は、もう少し、カラーでとか、あるいは、鮮明なものということをお希望されるケースが多いという、そういう御指示であります。

浅見裁判官：Bさんの事件は、確か、亡くなられた、現場で横たわっている御遺体の写真が、あれは、白黒でしたね。小さめでしたよね。

だから、検察官がおっしゃられるのは、あれがもうちょっと大きくなったらどうだった、量刑がどうだったかとか、その感想として何か違う点があったのかどうかということをお聞きになられているのだろうと思うのですが。

裁判員経験者B：それだったら、別に、特に、問題ないとは思いますが、けれども、精神的に、個人的な意見ですけれども。

山口検察官：すみません、ちょっと補足させていただいて、御遺族の方は、その量刑云々はもちろんなのですが、自分たちの心情として見てほしいというお気持ちをお持ちの方がいらっしゃるって、例えば、量刑に影響する、影響しないにかかわらず、見ることについて、特に、やぶさかではないですよというお気持ちなのか、それとも、やはり、それは、御遺族がそうおっしゃるけれども、やはり、我々と

しては、難しいですね、厳しいですねというお気持ちなのかということもお聞かせ願えればと思うのですけど。

裁判員経験者 B：それは、もう全然、個人的な意見としては、もう裁く責任がありますから、ちゃんと見ていきたいという気持ちはあります。

裁判員経験者 A：写真を、実際に見たわけではないので、まだ、わからないのですけれども、自分自身も、凶器を見ただけで「あっ」って。負担になったことが、「えっ、私、こんなだったかしら」って思ったので、実際にまたなってみないとわからないので、でも、被害者のお気持ちも、御遺族のお気持ちも十分にそれはわかりますし、それを踏まえて、判断すべきだと思うのですけれども、さて、自分がその見た時に、どうでしょうかというのは、何とも申し上げられませんというしかないのですけれども。

浅見裁判官：どうしてもこの点は、個人差が出てきますので、そういうものに耐えられないという方もおられるかもしれないという前提で、ちょっと、工夫してくださいということで、これも、皆様方の御意見を聞いた上で、今後の裁判の参考にさせていただきたいと思います。

5. 守秘義務に関する感想・意見

司会者：それでは、最後になりましたけれども、守秘義務に関する感想御意見を伺いたいと思いますけれども、裁判所、係官からの守秘義務の説明が、参加される際にあったと思いますけれども、その内容は、ちゃんと理解できましたかということと、それから、その守秘義務で、何か、負担に思ったり、あるいは、悩まれたりということをおありかどうか、その辺を、ちょっと後日までの御参考にお伺いさせていただければと思っているのですけれども。

裁判員経験者 A：守秘義務についてなんですけれども、私は、もっと事件の内容もしゃべってはいけない、何もかもしゃべってはいけないと思って臨んだのですけれども、ただ、いえ違いますということで、誰

がどの意見を言ったかというのを言わないでくださいというのを説明していただきましたし、今日も、A、B、C、Dとなっていましたけれども、審理の場でも本名を言わないし、Aさん、Bさん、Cさん、Dさんで、通しましたし、その関係は、だから、本当に、どこのどなたかというのもわかりませんし、個人的なお友達のように仲良くなった方もいらっしゃるかとは思うのですけれども、難しいことではないと思いました。

私は、もっと守らないといけないのがたくさんあるかと思いましたが、これでいいのかなという。

裁判員経験者B：私も、守秘義務に関することで、負担とかは全然感じていないです。

今後も気をつけてしゃべろうかと、しゃべれるところまではという感じです。

裁判員経験者C：法廷で、そういう公開のところにしゃべったことについてはいいという判断で、後のことは、もう一切しゃべっていませんし、基本的には、もうどういう事件だったかぐらいだけで、具体的な話は、一切、していません。しようと思いません。それが、守秘義務だと、自分では思っています。

別に、負担には、一つも感じていません。

裁判員経験者D：ちょっと、ついつい普段から口が軽いので、大丈夫かなという不安はあるのですが、Aさんのおっしゃられたように、私も、ずっと、ものすごく仲良くなったのです、やっぱり、1日いますし、でも、私は、2番さんで、ずっと2番さんで通したのですけれども、裁判でやっぱり、公開の場ではないですか。だから、公開の場で明らかにされていることは、言っていると、ただ、そこで明らかにされないことは言ってはだめなんだなということが、ものすごくざっくりと理解できました。

司会者：心理的負担ということでは，特に，余り感じなかったということでもよろしいでしょうか。

裁判員経験者D：そうですね。こんなことを言っているのかなって思うこともありますけど，いやこれは大丈夫というので，考えながらしゃべらないといけないですけど，でも，そんな心理的負担にはならないです。

司会者：ありがとうございました。

法曹の皆さんから，特に，コメントなり，質問とか，そういうことはございませんでしょうか。

浅見裁判官：守秘義務については，評議室での話は守秘義務があると御説明させていただきましたけれども，今後ともよろしくお願ひします。

小泉弁護士：余り，それこそ日常で，体験されることのない経験をされると思うので，そんなこと，誰がこんなことを言いましたよなんていうことを，ペラペラしゃべるという感覚になかなか，そもそもならないのだと思いますけれども，一方で，自分の経験したことを，誰かに家族か誰かわからないですけれども，伝えたいなど，細かいところを置いておいて，伝えたいなというような気持ちというのは，皆さん，おありなのかなという，こういう裁判員裁判というのをやったよという話は，どうなのかなというのは，ちょっと一般論としてお聞きしたいところはあるのですけれども。

司会者：この点，いかがですか。どなたでも結構ですが。

裁判員経験者B：結構，いい経験させてもらっているんで，それは，何か，この後のことにもなってくると思うのですが，結構，そういうことをしゃべりますよ。何かいい経験なので，みんなも，もし，そういう通知がきたら，拒否せんと受けてみたらどうかなということ言っています。

司会者：ほかの方，いかがでしょうか。

特に、家族の方に、裁判員裁判であったことを、しゃべりたくてうずうずしちゃったとか、そんな経験はおありでないでしょうか。

裁判員経験者 D：裁判長の方から、いい経験だと思いますよ、世の中には、傍聴マニアという人もいるぐらいですからと、そのときお聞きしたのですけれども、家に帰ったら、息子が傍聴マニアでした。

ただ、どうしても、私の場合は、人が生き死にする事件ではなかったし、仕事のストレスでとか、本当に普段あるようなことだったので、やっぱり話したいし、わかってもらいたいし、誰もが、被害者になったり、加害者になったりするのだなということ、みんなに知ってもらいたいと思いました。

6. 今後の裁判員裁判に対する意見，これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：それでは、最後になりますけれども、今後の裁判員裁判に対する御意見、これから裁判員になられる方へのメッセージとして、裁判員経験者の皆様から、今後の裁判員裁判はこうあるべきだという御意見とか、あるいは、これから、裁判員になられる方には、こういうことを言いたいとかいうようなメッセージなど、一言ずつお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 A：裁判員裁判をしたということを知っているお友達とかが少ないのですけどいらっしゃって、その方が、私はしたくないわって言われたのですけれども、私は、あっ違うなと思ひまして、経験した後には、してよかったなと思っております。

ただ、仕事の負担が、とてもかかりますので、それは、ちょっと大変かなと思うのですけれども、私も被告になるかもしれませんし、本当に、誰もがよく考えて接していただければなと思います。

そして、また、新聞で、裁判官のお名前もチェックが、すぐ目に入ってしまったって、和歌山版のところで、すごく新聞を読むようになった

かと思えます。

頑張ってるなと思っております。聞かれたら、どうでしたかと聞かれたら、とてもいい経験でしたとお伝えいたします。

裁判员経験者 B：結構、くじで決まってから、急に、ぶっつけ本番みたいなところがあったので、何か、事前にもっと模擬裁判とかができる場があったりとかしたらいいのかなとちょっと思ったりはしました。

裁判员経験者 C：いい経験をさせてもらいました。

ただ、1回でいいじゃないかなと、私は、そういう意見です。裁判员になられる方にメッセージというか、やっぱり、真剣に考えて、真剣に判断してほしいというのが、私のメッセージです。やっぱり、その間は、一生懸命考えて判断してほしいなということです。

裁判员経験者 D：私もすごくいい経験をさせていただいたと思います。

あれからは、やっぱり、テレビで、この裁判员裁判について、割と有識者といわれる方の中でも、そんな素人をこういう場に引っ張り出すのはよくないと堂々とおっしゃっている方がいらっしゃったりすると、はるかに、経験も知識もない私は、それちょっと違うんじゃないのと言いたくなる。何がどうとは言えないのですが、やっぱり、いい経験だったな。物事に対して、ちょっと考えるスタンスが変わったなと思えます。

司会者：今後の裁判员候補者になられた方へのメッセージということは、いかがでしょうか。

裁判员経験者 D：そうですね。やっぱり、神経が、いろいろ人によって細かい方とか、気になさる方とか、過去にそういう経験をお持ちの方も中にはいらっしゃると思うので、そこは、もう強制はできませんけれども、私は、その方なりの意見というのは、その人にしか言えないわけですから、無理のない範囲で受けられたら、きっと人生の糧になると思えます。

司会者：ありがとうございました。

皆様からのメッセージということでしたきまして、大体、予定された質問事項、審議事項は以上なのですけれども、この後、報道関係者からの質問ということになるのですけれども、AさんとCさんは、御退席希望と伺っておりますので、もし、御退席希望であれば、この時点で、御退席いただいて結構かなと思います。

(Aさん、Cさん退席)

5. 守秘義務に関する感想・意見

司会者：それでは、報道関係者から、裁判員経験者の方への質問がありましたら、お伺いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

記者：先ほどの取り調べの証拠のことがありましたけれども、実際に、裁判員裁判の経験者の方だけではなくて、裁判官とか検察官の方もなのですけれども、実際に、例えば、遺体の写真であるとか、そういうものが、具体的に出れば出るほど、量刑にかかわってくる、量刑が変化してくるのかというようなところ、どういうふうに考えられているのかなというが、すごく気になるのですが、もしよかったらお答えいただけないでしょうか。

司会者：いかがでございましょうか。

裁判員経験者B：もちろん、裁判員裁判のほうは、素人ですので、情報は、いっぱい欲しいなとは思いますが、たくさん見せていただいてもいいと個人的には思います。

司会者：Dさんの事件は、死体の写真とか、そういう事件ではなかった。

裁判員経験者D：私がかかわった事件は、そういうものではなかったのです。でも、確かに、Aさんは、もうつらかった、毎日、暗い気持ちになったとおっしゃっていたのですが、やっぱり、見ずには過ごすことはできないのではないかと思います。答えになってはないと思いますが、やっぱり、被害者の方もおられるわけですし、本当に、全

部知ってもらいたいと、遺族の方が考えるのは当然だし、それによって、量刑がどうこうというのは、また、いっぱいデータがあるので、それはそれとしてちゃんとあるのです。私が、担当した事件も、いろいろ一番軽いものから重いものまで、いろいろ考えるデータというのを、いただいていたので、それによって、そんなに極端に1年から10年違うとか、そんなことはないですけど、でも、やっぱり、被害者の無念とかをちゃんと受けとめなくてはいけないと思います。

記者：あと、常に言われることなんですけど、量刑を決めるまでのプロセスですけれども、何か、かなりわかりやすい段階を踏まれていったのか、それとも、途中で飛躍したなという感があったりしたのかというところをお聞きしたいです。

裁判員経験者B：それは、もう裁判官の方が、かみ砕いてものすごくわかりやすく説明していただきました。何せ、全然、こっちは全くのまっさらな状態だったので、もうええんと違うかというぐらいでも、その辺を説明していただきましたし、戻ったり、やっぱり、結構な事件だったので、それは、もう詳しく教えていただきました。

裁判員経験者D：本当に、軽い事件とか、重い事件と言ったら語弊があるんですけど、誰も死んでいないし、私は、3人の方に比べると、割と、そんなにむごたらしい写真とか資料とかもないのです。

ただ、それでも、やっぱり、被告人の情状酌量の部分は何とかか、ここは、絶対許せない部分は何とかか、本当に考えて考えて話し合っただけ、もう4日間でしたけど、終わった後、やったで私は、という感じになりましたので、プロセス、答えになっていないと思いますけど、いろいろ専門家の裁判官の方からも教えていただいて、十分な濃密な時間を過ごしたと。

記者：ありがとうございます。すみません、答えられる範囲で構わないのですけれども、事件について、加害者に感情移入であるとか、そう

というようなところに至ったとか，とらわれてしまったとか，そういうような経験っておありですか。

裁判員経験者 B：感情移入はありました。やっぱり，亡くなられた方の御遺族の方が，やっぱり，来られて，被告の人とは顔を合わしたくないということで，確か，ついたて立てたぐらいだったので，それで，勇気を出してきていただいて，証言までしていただいたので，結構，揺さぶられることはありました。

裁判員経験者 D：私の場合も，被告人は，私の息子と同じ学年だったのです。娘もおりますし，本当に，最初は，もう許せないなと思っていたんですけど，もう本当に，どうしてそんな事件を起こしたのですかって質問には，やっぱり，職場のストレス，ちょうど，うちの息子も職場でストレスを受けているのです。だから，本当に，選ばれるべくして選ばれたのだなというぐらい身近な事件というか，背景でした。

記者：それが，その判決にどう出たというのはともかく，御自身の中で量刑を決める際に，そういう部分というのは，結構，大きく影響されましたか。

裁判員経験者 B：影響されると思ったのですが，裁判官が丁寧に説明してくれたので，やっぱり，最初にも言ったのですが，情に移っている部分もあったのですが，結局は，事実を事実として見て，決めなくてはいけないのだなと思って，そこで，多分，全員，意見がまとまったのだと思います。

でも，個人的には，結構。でも，罪を犯した人のほうの生い立ちも聞いていると，そっちにも，やっぱり，情が移ることもあったのですが，だから，やっぱり，そういう迷いの中で，ちゃんと裁判官の方が，まとめていただいたという印象です。

裁判員経験者 D：私も，Bさんと全く同じで，もう影響されるだろうというか，自分の主観で決めたくなるだろう，自分の意見として発表し

たくなるだろうと思ってたのですが、私も、我に返るのです、やっぱり、ちゃんと立ち位置に、ここが、あなたの立ち位置ですよというのを、ちゃんと教えていただけるので、感情に走るとか、そういうことは、私自身はなかったと思います。

記者：ありがとうございます。最後なのですけれども、さっきもちょっとお話があったのですが、裁判員裁判をされた経験を、身の回りの方に話すことによって、例えば、そんなに恐らく選ばれた方以外にとっては、一般的ではないというのがあるのですけれども、そういうのも積極的に話すことによって、オープンになればいいなとか、そういうことって考えられましたか。

裁判員経験者B：そうですね。オープンになったというか、もっといろんな形で、裁判員裁判というのを、もっと身近に感じていただけたらなというふうには思っています。

裁判員経験者D：もちろん私もそう思います。でも、やっぱり、事件によって、これは、普通に毎日、会社について働いている男性には、負担だろうなというのが、自分自身の4日間という時間を過ごしただけに、もっと長期間にわたったり、幾つも複雑に人間関係が絡み合うような事件だと、難しいだろうなとは思いますが、もし、また、私がそういう事件に選ばれて、ここに足を運ぶ機会があったら受けてみたいと思います。

記者：ありがとうございます。

7. 最後に

司会者：大体、予定されていた議事は以上でございますけれども、まだ、多少時間がありますので、法曹の方々、今回は、量刑と精神的負担にちょっと焦点を置いた、審議事項になっておりますけれども、意見交換会を終えられるに当たっての御感想みたいなものは、いかがでしょうか。

山口検察官：感想というか、先ほどの、伺った話の中で、ちょっとかぶってくるのですが、Dさんに、実は、ストレートにお聞きしたいことがあります。Dさんの事件で、被害者は、実際には法廷には来ないで、被害者の調書を読み上げるという、そういう方式を取られて、性犯罪の被害者なものですから、その方の御負担ということもありまして、でも、やっぱり、調書を聞いているだけでは、わからないなという部分というのはございましたでしょうか。

裁判員経験者D：私、友達にもこの経験を割と話しているほうですけども、何も秘密にすることはないけれども、性犯罪なので、Aさん、Bさん、A事件、B事件としか、私たちもとらえていない。だけど、それで十分なのだと。Aさんの年齢と事件を見るだけで、Aさんの恐怖とか、悲しみとか、これから生きていくことのつらさとかが、十分わかるのです。

だから、私の例に関しては、Aさん、Bさん、年齢だけで十分です。

司会者：ほかの法曹の方々の感想とか、御意見とかありましたら。

小泉弁護士：弁護士からお聞きしますけれども、また、ちょっと、私が担当している事件ではないので、そんなに具体的には聞けないのですが、Bさん、Dさん、両方にお聞きしたいのは、被告人の法廷での発言とか、態度とか、考えというのが、被告人質問で出てくるとは思うのですけれども、被告人が、そういう話している内容、あるいは、素振りというのを、ごらんになったときに、実際に、皆さんは、いわゆる犯罪者とされている人がしゃべっているのを見るというのは、そんなにない話だと思うのですけれども、率直に、こういう犯罪を起こした人は、こういうしゃべり方、あるいは、話をするというのについて、何て感じられたかといったら大き過ぎるのですが、それを、ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

裁判員経験者B：私の事件の場合は、私と一緒に、結構、緊張されてい

るなと思って、何かどもっていたりとかしていました。

裁判員経験者 D：先ほども言ったこととかぶるのですが、もっと演じるというのですか、僕は反省していますということを、前面に出してきはると思ったのですが、やっぱり、若いので素が出るのです。

だから、こんなふうに言うんだというのが率直な感想です。もうちょっと、演じてくれたら、こちらももう少し、同情といたらあれですけど、酌量の余地はあるのだろうなと、すごく素でした、素だと感じました。

浅見裁判官：本当に、改めて申し上げますけれども、本当に御苦労さまでしたとしか言いようがないので、いろんな工夫させていただいたところで、その工夫が生きているところもありますし、なお、工夫しないといけないところもあるかと思しますので、皆さんの御意見を踏まえて、今後もやっていきたいというのが、私の感想です。

司会者：ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の意見交換会を終了いたします。本日は、貴重な意見を賜りましてまことにありがとうございました。今後、よりよい裁判員裁判を実現していくよう、裁判所としても、これから、ますます努力していきたいと考えております。どうもありがとうございました。